



～ 進路学習会 ～

7月8日に本校で行いました進路学習会の内容についてお伝えします。

(〔資料〕は学習会資料より引用)

「障害福祉サービスの現状と卒業後のサポート」

相談支援事業所アシスト 堀井 美也子 氏

障害福祉サービスは、児童福祉法（18歳未満）と障害者総合支援法（18歳以上）に基づいて提供されます。

- ★児童（18歳未満）・・・児童発達支援（就学前）、放課後等デイサービス（就学後）等
- ★成人（18歳以上）・・・生活介護、就労継続支援、短期入所、共同生活支援（グループホーム）等
- ・その他、富山市が提供しているサービス「地域生活支援事業」
日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴

「生活介護」とは〔資料〕

・常時介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事等の介護を行い、創作活動や生産活動を提供し、身体機能や生活能力の維持・向上の為に必要な支援を行う場所 ⇒いわゆる「デイサービス」

- ・支援区分… 50歳未満→ 区分3以上
50歳以上→ 区分2以上

※65歳からは「介護保険サービス」の対象

- ・支給決定日数… 基本的に **当該月-8日**
- ・入浴支援や送迎支援(事業所送迎)がある
- ・軽作業を行っている事業所がある
- ・介護職員のほかに、看護師やPT、OTがいる事業所もある
- ・同一日に、2箇所の事業所を利用することはできないが、幾つかの事業所と併用して利用することは可能
- ・各事業所で利用定員があり、1事業所で月～金曜日まで利用することは、難しい場合が多い
- ・基本的に、土日は休業している事業所が多い

支援区分認定は市町村の障害福祉課へ申請する。医師意見書の作成に時間が必要なことや審査会の実施日も限られていることなどから区分調査には2～3ヶ月程度時間が必要。

月30日の場合、22日利用可
月31日の場合、23日利用可



「短期入所」とは〔資料〕

- ・居宅において、介護を行う者の疾病やその他の理由で、対象者が障害者支援施設、児童福祉施設等へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事介助等必要な支援を受ける場所

- ・支援区分… 区分1以上
- ・支給決定日数… 基本的に **7日/月**

事業所によって区分を決めているところがある。

申請すれば、最大14日/月の利用可能

- ・送迎支援はないので、**家族の送迎**が必要
- ・「生活介護」を利用して、その後同一日に「短期入所」の利用ができる事業所もある
- ・社会福祉法人だけでなく、NPO法人や民間企業等、様々な分野からの参入があり、資源は増えているが、事業所によって利用条件や利用方法などが違う為、確認が必要

各施設において2床程度の受け入れ枠しかないため、満床であることが多い。
緊急時に受け入れてもらうためにも、できるだけ早期から調整や練習を行ったほうが良い。

1～2回/月、1泊2日や2泊3日で定期的に利用する方が多い。

医療的ケアが必要な方は…

医療と福祉の連携が不可欠

- ・受診先が変更になる？
 - ・訓練はいつまでできる？
 - ・訪問看護の利用検討
 - ・緊急時の対応の確認
- 主治医に確認

卒業後のサービスの活用例をお聞きしました。その中の二つの例を紹介します。

卒業後のサービス利用例(日中一時支援事業所併用)〔資料〕

								2026年4月1日
								主な日常生活上の行動
4:00	月	火	水	木	金	土	日	
5:00								
6:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	生活介護
7:00	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	当該月-8日
8:00								
9:00	事業所送迎	事業所送迎	事業所送迎	事業所送迎	事業所送迎			短期入所
10:00						家族送迎		7日/月
11:00	A生活介護事業所	A生活介護事業所	A生活介護事業所	B生活介護事業所	B生活介護事業所	日中一時支援事業所	家族と過ごす	日中一時支援
12:00	入浴		入浴		入浴			8日/月
13:00								
14:00								
15:00								
16:00	事業所送迎	事業所送迎	事業所送迎	家族送迎	事業所送迎	家族送迎		その他のサービス等
17:00								
18:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	
19:00								
20:00								
21:00	就眠	就眠	就眠	就眠	就眠	就眠	就眠	
22:00								
23:00								

卒業後のサービス利用例(医療的ケアが必要な方)〔資料〕

								2026年4月1日
								主な日常生活上の行動
4:00	月	火	水	木	金	土	日	
5:00								
6:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	生活介護
7:00	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	当該月-8日
8:00		事業所送迎		事業所送迎	事業所送迎			短期入所
9:00		A生活介護事業所	受診	B生活介護事業所	B生活介護事業所			7日/月
10:00	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	
11:00		入浴			入浴			居宅介護(身体)
12:00	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	7.5時間/月
13:00								(1.5時間/回)
14:00	訪問看護	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	水分注入	
15:00	居宅介護(入浴)	事業所送迎	訪問リハビリ	事業所送迎	事業所送迎			その他のサービス等
16:00								
17:00	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	
18:00								
19:00								
20:00								
21:00	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	経管栄養	・「富山病院」 1回/月受診
22:00								・訪問看護 1回/週
23:00								・訪問リハビリ 1回/週
0:00								
1:00								

感染症の流行や災害など、今後起こりうる可能性に配慮して、いろいろな場所や人に少しでも慣れておくことや、学校卒業後は、行政、施設・事業所スタッフ、医療関係者、相談支援専門員以外にも、地域で支えてくれる支援者を一人でも多く見つけておくことが大切であるとお話してくださいました。

次回の本校の進路学習会は、令和9年1月に行います。卒業生保護者、在校生保護者よりお話していただく予定です。

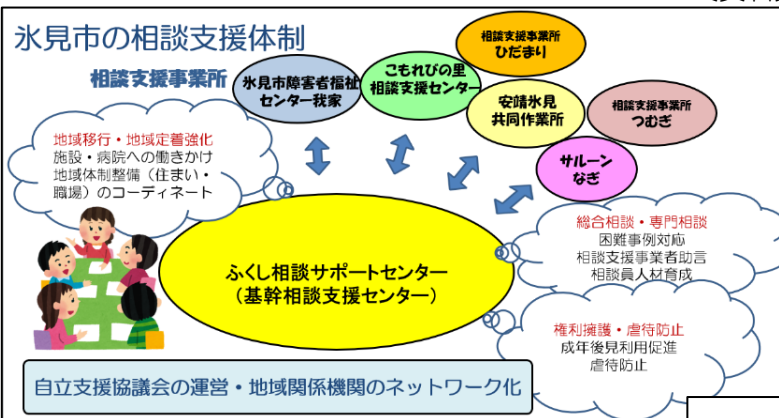
7月7日に分教室で行いました進路学習会の内容についてお伝えします。

「サービス事業の現状と、利用までの流れについて」
社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター
基幹相談支援担当 領毛 都志絵 氏

○ふくし相談サポートセンターについて

どこに相談すればよいかわからない福祉の相談、いろいろな生活課題を抱えている世帯の相談などに対応する「福祉の総合相談窓口」として、市役所内（氷見市）に設置されている。障害者の基幹相談支援センターとして、各相談事業所の支援や助言等を行っている。

〔資料〕



基幹相談支援センターの役割

『地域における相談支援の中核的な役割作りを担う』

〔資料〕

氷見市の社会資源の紹介

氷見市における社会資源を、いくつかに分けて紹介していただきました。

氷見市における社会資源 ～相談～

- 指定相談事業所・委託相談事業所
- ①氷見市障害者福祉センター我家 H24～
 - ②安清氷見共同作業所 H24～
 - ③こもれびの里相談支援センター H20～
 - ④サルーンなぎ H31～
 - ⑤相談支援事業所 ひだまり R8～
 - ⑥相談支援事業所 つむぎ R8～
- 基幹相談支援
- ⑦ふくし相談サポートセンター H29～

氷見市における社会資源 ～生活～

生活介護

- ①こもれび作業所
- ②氷見市障害者福祉センター我家
- ③みんなの家のどか
- ④ロシナンテ
- ⑤明善寺デイサービスあんのん
- ⑥デイサービスわかば・花みち
- ⑦マザーハウス・ひみ

短期入所

- ①こもれびの里
 - ②はまなす苑
 - ③ソーシャルインクルーホーム氷見柳田
- 共同生活介護
- ①こもれびの里共同生活援助 榎
 - 共同生活援助 榎

居宅介護（ホームヘルプ）

- ⑧はまなす苑氷見指定訪問介護
 - ⑨氷見市社会福祉協議会
 - ⑩氷見市農業協同組合
 - ⑪氷見ケアサービス
- 同行支援
- ⑨氷見市社会福祉協議会
- 行動支援
- ⑨氷見市社会福祉協議会

氷見市における社会資源 ～訓練・働く～

自立訓練（生活訓練）

- ④ロシナンテ
- ⑥デイサービスわかば

自立訓練（機能訓練）

- 氷見市内に無し

就労移行支援

- ⑥b-らいふ・きやんばす

就労継続支援A型

- ⑥b-らいふ・かんぱにー
- ⑦健食工房みのり

就労継続支援B型

- ①こもれび作業所
- ②安清氷見共同作業所
- ③山里ふれあい塾
- ⑤就労継続支援B型事業所ひびき
- ⑥b-らいふ・きやんばす
- ⑦健食工房みのり
- ⑨ぐらんぶる
- ⑩ゆめボール工房ひみ

就労定着支援

- ⑥b-らいふ・きやんばす

○質疑応答など

Q1：卒業後に向けて身に付けていたらよいことはあるか？

A1：好きな物や好きな事、苦手な事などが分かっていると、（支援者の立場から）その事を中心に活動を考えていきやすい。利用開始時など、趣味があると話題にもなりやすい。

Q2：相談支援員との連携がうまくいかないときがある。どうしたらよいのか？

A2：いろいろな事業所があるので、相談支援員が代わることや異動、退職などはある。SNSが普及した現代においては、連絡方法において、相談支援員も悩んでいることがある。

Q3：相談支援員とは、事業所を利用する際以外にも相談をしてもよいのか？

A3：どのような相談をしてもよいし、してはいけない質問があるわけではない。事業所のスタッフに相談してもらってもよい。事業所と相談支援員は連携を取っているので共通理解がされる。

大切にしたいこととして、『本人の力を信じること』、『地域の力、支援者の力を信じて託すこと』という二つのキーワードを聞くことができました。

次回の分教室の進路学習会は、令和8年12月に行います。卒業生保護者よりお話していただく予定です。